

## 13. ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること

### ア 木曽クリーンセンター

#### 経 緯

木曽郡では南北の2つのごみ処理施設で各町村の一般廃棄物を処理してきた。南部クリーンセンターは昭和58年に稼働を開始し、平成12年度にダイオキシン類対策工事を実施、処理能力は1日13tであった。北部クリーンセンターは平成2年に稼働開始、平成14年度にダイオキシン類対策工事を実施し、処理能力は1日40tである。

しかし、南部クリーンセンターは建設から27年が経過して老朽化が進み、施設の性能維持が難しいことから、ごみ処理将来計画に基づいて平成22年3月末をもって施設を廃止した。郡内の一般廃棄物処理は北部クリーンセンターに一本化し、施設名称を「木曽クリーンセンター」に変更した。平成22年度には施設の精密機能検査を実施し、併せて施設の延命化計画を策定した。

#### 現状と課題

木曽クリーンセンターの焼却施設は老朽化が進んでいることから、平成29年度末をもって現施設を廃止し、平成30年度から新焼却炉を稼働することを計画している。そのために、施設の延命化計画に基づいて、施設更新までの間の機能維持に取り組む必要がある。

木曽郡の可燃ごみ処理量は、ピークの平成12年度には12,434t（1日約50t）であったが、年々減少を続け、南北施設が統合した平成22年度には6,162t（1日約25.3t）と半減した。

不燃ごみについては、不燃ごみ処理施設での処理量は、ピーク時には2,091tであったが、平成20年度にはピーク時の約4分の1の489tとなった。その後、施設統合により南部町村の不燃ごみも処理することとなったために平成22年度には566tと一旦増加した。しかし長期的には不燃ごみの減少傾向は今後も続くものと考えられる。

ガラスや陶磁器の破砕物は、王滝村にある安定型最終処分場で埋立てを行っているが、今後、処分場の将来的なあり方を含め、埋立て計画の見直しや管理方法について検討する必要がある。

焼却残渣や飛灰については、県内の最終処分場で処分しているが、平成24年度より県外でも処分先を確保し、リスクの分散を図ることとなった。

#### 今後の方針

施設更新までの間適切な施設維持を図るほか、平成30年度を目途に旧南部クリーンセンター及び新炉建設後の木曽クリーンセンターの解体撤去を行う。不燃ごみ処理施設は、運営を民間に委託する予定である。

また、安定型最終処分場については、環境に配慮した適切な管理運営を行う。

#### 施 策

- ① 延命化計画に基づいた施設の適切な維持管理
- ② 閉鎖施設の解体撤去の実施
- ③ 不燃ごみ処理施設運営民間委託の実施